

## 「滝山観光推進を考える会」開催要綱

### （開催目的）

第1条 加住地域一帯は、新滝山街道の開通や圏央道延伸による交通の利便性が高まり、今後、国史跡の滝山城跡をはじめ、道の駅や美術館などの多くの観光資源を活かした観光客誘致が喫緊の課題である。この課題解決に向け、加住地域における観光振興を目的とした実施計画を策定する上で、学識経験者、地元関係団体、市民から広く意見を聴取するため「滝山観光推進を考える会」（以下「考える会」という。）を開催する。

### （意見を求める事項）

第2条 「考える会」は、滝山観光推進実施計画策定に関する事項について、参考意見を交換するものとする。

### （構成）

第3条 「考える会」は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 円滑な会議進行を促すため、参加者の中から座長を選任する。
- 3 第1項に掲げる者のほか座長が指名するものを臨時の参加者とすることができる。
- 4 座長に事故等があるときは、座長があらかじめ指名する参加者がその職務を代理する。

### （会議）

第4条 「考える会」は、必要に応じて八王子市産業振興部観光課長が招集する。

- 2 団体の代表である参加者が会議に出席できない場合、その参加者が所属する団体の職員を代理として出席させることができる。
- 3 八王子市産業振興部観光課長が必要と判断した場合は、参加者以外のものを会議に出席させることができる。

### （庶務）

第5条 「考える会」の庶務は、八王子市産業振興部観光課において処理する。

## 附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

## 別 表

- (1) 学識経験者 (2名)
- (2) 公募市民 (2名)
- (3) 町会自治会連合会の代表者 (1名)
- (4) 加住地区住民協議会の代表者 (1名)
- (5) 公益社団法人八王子観光協会の代表者 (1名)
- (6) 八王子商工会議所の代表者 (1名)
- (7) 自然・歴史・教育関係団体の代表者 (1名)
- (8) 文化・芸術・アート関係者 (1名)
- (9) 地元商業関係者 (1名)
- (10) 地元農業関係者 (1名)